管　理　規　程

横須賀市立ベイスクエア・パーキング管理規程

1.　名称

駐　　車　　場　　横須賀市立ベイスクエア・パーキング
所　　在　　地　　横須賀市本町３丁目２７番地

2.　駐車場管理者

横須賀市小川町１１番地
横須賀市
代表者　　市長　吉田　雄人

3. 駐車場運営者（指定管理者）

横須賀市本町３丁目２７番地
公益財団法人　横須賀芸術文化財団
代表者　　理事長　小沢　一彦

第　１　章　　総　　則

（通　　則）
第１条　本駐車場の利用に関する事項はこの規程による。

（契約の成立）
第２条　利用者は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）
第３条　駐車場の営業時間は、毎日午前０時から午後１２時迄とする。

（時間制利用の利用期間）
第４条　駐車場の１回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して７日目の営業時間終了までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場運営者（以下「運営者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）
第５条　運営者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。
（１）自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生する恐れがあると認められる場合。
（２）保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。
（３）工事清掃又は消毒を行う為必要があると認められる場合。

（駐車できる車両）
第６条　駐車場に駐車することのできる車両は、高さ３．３m以下（積載物又は取付物を含む。）とする。
２　機械式にあっては、積載物又は取付物を含め長さ４．９５m、幅１．７m（上段は１．８m）、高さ１．５５m、重量１．８ｔを超えない普通自動車に限る。

第 2 章　　利　　用

（駐車場の入出等）
第７条　車両が入庫するときは、駐車場入口において車両保管の証としての駐車券の交付を受け、入庫するものとする。
２．　車両が出庫するときは、駐車場出口において駐車券を返納し、所定の駐車料金を納付し、出庫するものとする。
３．　定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けたのち入出庫するものとする。
４．　駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）
第８条　運営者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）
第９条　利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、道路交通関係法令に定める例によりこれを行うほか、次の事項を守らなければならない。
（１）速度は８km 毎時を超えないこと。
（２）追越しをしないこと。
（３）駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
（４）警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
（５）標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）
第１０条　前条の掲げるもののほか利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。
（１）所定の位置以外で喫煙したり、火気を使用しないこと。
（２）紙屑、ぼろ切れ、吸がら等のごみは、各所定の容器に入れること。
（３）他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立入らないこと。
（４）運転者は飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
（５）場内において宿泊しないこと。
（６）場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与え又はその他の事故が発生したときは直ちに係員に届出ること。
（７）駐車中はエンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努め、貴重品その他の物品を留置しないこと。
（８）場内では営業行為及び演説、宣伝、募金、署名運動その他公安を害する行為は絶対にしないこと。
（９）その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

（入庫拒否）
第１１条　運営者は、駐車場が満車である場合は駐車受付を停止するほか、次の場合には駐車を拒絶し、又は車両を退去させることができる。
（１）駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚損するおそれがあるとき。
（２）引火物、爆発物その他の危険物を積載し又は取り付けているとき。
（３）著しい騒音や臭気を発するとき。
（４）非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁を出したり、積載物をこぼすおそれがあるとき。
（５）その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（出庫拒否）
第１２条　運営者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。
（１）利用者が正当な理由無く駐車券を返納しないとき。
（２）利用者が出庫する場合に所定額の現金、若しくは所要数の回数駐車券を納付しないとき、

又は定期駐車券を提示しないとき。
（３）この規程第１３条に規定する措置を取るため必要があるとき。
（事故に対する措置）
第１３条　運営者は、駐車場について事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第　3　章　　駐車料金及び駐車料金の算定等

（駐車料金）
第１４条　駐車料金は、車両１台につき次の表の通りとする。

区分	時　間　区　分	料　金　の　額
自動車（自動二輪を除く）	普通時間 午前８時から午後１０時まで	駐車時間毎３０分（３０分未満の端数は３０分に切り上げる）につき金２００円
	夜間時間 午後１０時から翌日の午前８時まで	駐車時間毎３０分（３０分未満の端数は３０分に切り上げる）につき金１００円
	当日最大料金（平日） 午前６時から午前０時まで	駐車時間当日最大１８時間につき金１，６００円 （利用料金が１，６００円に満たない場合は、相当料金とする）
	当日最大料金（土日祝日） 午前６時から午前０時まで	駐車時間当日最大１８時間につき金２，０００円 （利用料金が２，０００円に満たない場合は、相当料金とする）
自動二輪	入庫時から２４時間以内（但し入庫は午前９時から午後１０時までの間とする）	駐車時間１回１台につき 金６００円

（消費税を含む）

（時間制駐車料金における駐車時間）
第１５条　時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に打刻した時刻から出庫のとき同券に打刻した時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車輌が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。
２　駐車時間が普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金をもって計算する。

（定期駐車券）
第１６条　定期駐車券を発行する場合には、運営者は利用者にあらかじめ定期使用申請書を提出させるものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の駐車利用状況に応じて決定する。
（１）料金

種　　類	有効時間	通用期間	料金の額（１ヶ月、税込）
全日定期駐車券	午前０時から午後１２時まで	１ヶ月	¥３０，２４０

ﾊﾟｰｸｱﾝﾄﾞﾗｲﾄﾞ (PR)定期駐車券	午前６時から午前０時まで 土日祭日は使用不可	１ヶ月	¥１０，８００
自動二輪	午前０時から午後１２時まで	１ヶ月	¥６，４８０

（２）定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。

② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。

③ 利用者は毎月２５日までに翌月分の駐車料金を運営者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。

④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間をこえて駐車した場合は、超過時間の駐車料金の算定は第１４条の規定によるものとする。

⑤ 月の途中における使用の場合は、その月の駐車料金は日割計算とし、その月の分を前納する。
また、月の途中に於ける解約の場合は、運営者は、既納の駐車料金はこれを返戻しないものとする。

⑥ 定期駐車券利用者は、定期使用申請書に記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期使用申請書に記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、運営者の承認を得なければならない。

⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、運営者は、定期使用許可を取り消すことができる。

（回数駐車券）

第１７条　回数駐車券を次の表の通り発行する。

種　　類	利　用　額	販　売　金　額
回数券駐車券	１２，０００円相当額	１０，０００円

２　回数駐車券の代金は、当該回数駐車券を引渡しの際、収受する。

（不正利用に対する措置）

第１８条　定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、当該定期駐車券を無効とし、回収する。

（１）　券面の表示事項を塗り消し、又は改変して使用した場合

（２）　通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

（料金の払戻し等）

第１９条　回数駐車券及び定期駐車券の料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。

第　４　章　　引き取りのない車両の措置

（引き取り請求）

第２０条　時間制利用者が予め運営者への届出を行うことなく第４条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期使用許可の期間の終了、取り消し又は解除となった日から起算して７日を超えて車両を駐車している場合において、運営者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場において掲示の方法により、運営者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

２　前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は運営者の過失なくして利用者を確知することができないときは、運営者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により運営者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、運営者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

３　前２項の請求を書面により行う場合は、運営者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
４　運営者は、第１項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、運営者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）
第２１条　運営者は、前条第１項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）
第２２条　運営者は、第２０条第１項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

第　５　章　　保管責任及び損害賠償

（保管責任）
第２３条　運営者は、利用者に駐車券を渡したときから駐車券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車輌の保管責任を負う。
２　運営者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）出庫させた場合において、運営者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）
第２４条　運営者は、車両保管にあたり第２６条の規定による場合及び善良な運営者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）
第２５条　運営者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）
第２６条　運営者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、運営者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。
（１）自然災害その他不可抗力による事故
（２）当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
（３）運営者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
（４）第５条の規定による営業休止等の措置
（５）第１３条の規定による措置

（利用者に対する損害賠償の請求）
第２７条　運営者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害を請求するものとする。

第　６　章　　雑　　則

（この規定に定めのない事項）
第２８条　この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

附　則
この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。